

市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- 本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社サポートセンターまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル） 〕

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

海外証券先物取引の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

☆海外先物取引サービス終了のご注意について

当社は平成 27 年 3 月をもって、海外先物取引のサービスを終了します。

各銘柄の最終取扱月、取引最終日、および取引最終日の立会終了時までに転売又は買戻しが行われなかった建玉の取扱い等については、会員画面へのメッセージや取引ルール等で説明します。

この書面には、海外証券先物取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめ十分にお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 先物取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日に、現時点で定めた約定価格に基づき売買することを契約する取引です。ただし、期日まで待たずに、反対売買(買方の場合は転売、売り方の場合は買戻し)を行うことで、契約を解消することも可能です。
- 当社における海外証券先物取引とは、外国金融商品市場において行う株価指数先物取引をいいます。
- 株価指数先物取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが不可能なため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、契約時の約定価格と特別清算数値(SOQ 値)の差額を受払いすることで、差金決済が行われます。
- 海外証券先物取引は、多額の利益が得られることもある反面、差し入れた証拠金を上回る多額の損失が発生する可能性を合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的および投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

手数料など諸費用について

- ・ 約定 1 枚あたり 500 円(税抜)
※自動最終決済時の手数料も同様です。
- ・ 手数料は別途徴収いたします(約定代金には含まれません)。

証拠金について

- ・ 海外証券先物取引を行うにあたっては、別紙「証拠金」に記載の証拠金を担保として差入れまたは預託していただきます。
- ・ 当社の海外証券先物取引では、外貨建て銘柄も含めて日本円で証拠金を差し入れる必要があります。各銘柄の証拠金額は、CME®グループが発表するイニシャル証拠金(Initial Performance Bond)および SPAN®をもとに当社が定めます。銘柄ごとの証拠金の詳細は、取引ルールをご参照下さい。
- ・ 証拠金の額は、SPAN®により、海外証券先物取引全体の建玉から生じるリスクに応じて

計算されますので、海外証券先物取引の額の証拠金の額に対する比率は、常に一定ではありません。

※ SPAN®とは、Chicago Mercantile Exchange が開発した証拠金計算方法です。

海外証券先物取引のリスクについて

- ・ 海外証券先物取引は、外国金融商品市場で行なわれる取引であることから、対象銘柄が国内金融商品取引所の商品と類似しているものであっても、取引時間、注文方法等の取引制度や市場への発注形態等は大きく異なる場合があります。海外証券先物取引の開始にあたっては、取引制度等を十分に理解する必要があります。
- ・ 海外証券先物取引の価格は、対象とする株価指数の変動等により上下しますので、これにより損失が発生することがあります。また、海外証券先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、海外証券先物取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。
- ・ 市場価格が予想とは反対の方向に変化したときには、短期間のうちに証拠金の大部分またはそのすべてを失うこともあります。また、その損失は証拠金の額を超える場合があります。
- ・ 当社において行う海外証券先物取引には、銘柄・限月ごとに保有可能な建玉数に上限が設定されています。

対象銘柄	建玉上限枚数(※)
日経 225 先物(円建)	各限月 100 枚
NY ダウ ミニ先物	各限月 100 枚
S&P500 ミニ先物	各限月 200 枚
NASDAQ-100 ミニ先物	各限月 100 枚

※新規建注文と既存の建玉の合計です。

なお、この上限枚数は相場状況等により当社任意で変更を行うことがあります。

また、お客様の建玉の状況により、上記の上限枚数内であっても建玉を制限する場合があります。

- ・ 建玉総額（海外商品先物取引を含む）の上限は、原則として 50 億円です。
- ・ 海外証券先物取引の相場の変動により不足額が発生したときは、証拠金の追加差入れまたは追加預託が必要となります。
- ・ 不足金が発生した取引日の翌日（その日が休業日にあたる場合は、その後の直近の営業

日) 15:00 までに証拠金を差入れない場合や、約諾書および当社取引規程の定めによりその他の期限の利益の喪失の事由に該当した場合には、損失を被った状態で、当社の任意で建玉の一部または全部を決済する場合があります。なお、ネットストック口座に入金した場合でも、ネットストック口座の状況により海外先物取引口座へ振替できないことがあります。この場合、海外先物取引口座に振替がないと、差入れとなりません。更にこの場合、その決済で生じた損失についても責任を負うことになり、口座にお預りの現物株式等がある場合には、当該現物株式を当社の任意で売却し、当該損失に充当する場合があります。なお、このように、当社の任意で注文を発注する場合の手数料は、電話手数料(電話手数料の定めがない場合には、インターネット経由の手数料)となります。

- 外国金融商品市場は、取引に異常が生じた場合またはそのおそれがある場合や、外国金融商品市場清算機関の決済リスク管理の観点から必要と認められる場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置を取ることがあります。そのため、証拠金の追加差入れが必要となる場合があります。
- 市場の状況によっては、意図したとおりの取引ができないこともあります。例えば、市場価格が制限値幅に達したような場合、転売または買い戻しによる決済を希望しても、それができない場合があります。
- 市場の状況によっては、外国金融商品市場が、制限値幅を変更することがあります。その場合、一日の損失が予想を上回る場合があります。
- 海外証券先物取引ではロスカットルールを採用し、ロスカットラインを必ずご設定いただきます。相場の変動により、お預かりしている証拠金額がお客様が設定した水準を下回った場合に、自動的に建玉の反対売買注文が執行されるシステムになっており、その場合、当社はお客様に通知することなくお客様の口座において全建玉を反対売買できるものとし、その結果、発生した損失についてはお客様の負担となります。
- 上記のようにロスカットルールを採用していますが、相場が急激に変動した場合やロスカット注文の全数量が約定しない場合などには、損失を一定の範囲内に抑えることができないことがあります。その場合、当初設定していた金額を超えて差入れている証拠金額を上回る損失が発生するおそれがあります。
- 米国祝日等の理由により取引終了時間が通常と異なり、かつ取引所および銘柄（海外商品先物取引を含む）によって取引の終了時刻が異なる場合、先に取引が終了する銘柄について、発注された注文が約定しないまま取引時間が終了すると、当該注文は失効となりません。
この場合、当該取引日における他銘柄の取引が全て終了するまで当該注文に係る必要

証拠金が拘束され、他の取引への使用およびネットストック口座への振替はできません。

また、ロスカット審査においても当該注文は取り消されず、その注文の発注に必要な証拠金額が差し引かれた状態で、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っているか否かについて、判定が行われます。

- ・当社における海外証券先物取引の受託は、インターネット経由のみの注文となっています。その他の手段(電話・FAX等)による受託は行っていません。当社システム障害時も同様です。
- ・外国金融商品市場または当社独自の判断により、取引時間中であっても、取引制限(発注制限(返済注文を含む)、建玉上限設定等)や、必要証拠金の引上げ措置が採られる場合があります。
- ・財産の管理方法および預託先について
当社は海外証券先物取引に関してお客様から預託を受けた証拠金について、日証金信託銀行に金銭信託を行う方法により分別管理を行っています。
- ・為替リスクについて
外貨建て海外証券先物取引によって生じた評価損益および決済損益はその時の為替相場をもとに当社が定めるレートで外貨から円貨への換算が行われるため、為替相場変動の影響を受けます。

海外証券先物取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

- ・海外証券先物取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

海外証券先物取引の仕組みについて

1. 株価指数先物取引の仕組みについて

○ 取引の方法

- (1) 対象銘柄(< >内は上場している外国金融商品市場)

<CME® (シカゴ・マーカンタイル取引所)>

日経 225 先物取引(円建) Nikkei 225 (YEN)

S&P500 ミニ先物取引(米ドル建) E-mini S&P 500 (Dollar)

NASDAQ-100 ミニ先物取引(米ドル建) E-mini NASDAQ-100

<CBOT® (シカゴ商品取引所)>

NY ダウ ミニ先物取引(米ドル建) E-mini Dow (\$5)

(2) 取扱限月と取引の期限

海外証券先物取引の取扱限月は、3月、6月、9月、12月のうち、原則として、直近2限月とします。

また、直近の取扱限月の取引最終日の翌取引日の取引開始時から新しい取扱限月の取引を開始します。取引の期限は以下のとおりです。

対象銘柄	取引最終日
日経 225 先物	該当月(3月、6月、9月、12月)の第二金曜日の前取引日(※1)
NY ダウ ミニ先物	該当月(3月、6月、9月、12月)の第三金曜日の日本時間 22:30(※2)
S&P500 ミニ先物	該当月(3月、6月、9月、12月)の第三金曜日の日本時間 22:30(※2)
NASDAQ-100 ミニ先物	該当月(3月、6月、9月、12月)の第三金曜日の日本時間 22:30(※2)

※1 海外証券先物取引では、日本時間 07:00 から翌朝 06:15 まで(冬時間の場合は 08:00 から翌朝 07:15 まで)を 1 取引日とします。

※2 米国冬時間適用時は、1 時間繰り下がります。

(3) 取引時間

取引時間は、原則として、日本時間 07:00 から翌朝 06:15 まで(冬時間の場合は 08:00 から 07:15 まで)です。ただし、日経 225 先物取引(円建)を除き、05:15 から 05:30 (冬時間の場合は 06:15 から 06:30) は、取引所において約定処理が中断されるため、取引が成立しない時間帯となります。詳細は取引ルールをご参照ください。

なお、清算値の取得遅延等の理由により、バッチ処理(一括処理)等のシステムメンテナンスが日本時間 07:00 (冬時間の場合は 08:00)までに終了しない場合がありますが、この場合の取引開始時間は、システムメンテナンス終了後の当社が定める時刻となります。

(4) 制限値幅

外国金融商品市場の定めるところにより、制限値幅を超える値段による取引は行うことができません。制限値幅は適宜改定されます。また、銘柄によっては、サーキット・ブレーカー制度を採用している銘柄があります。

詳細は取引ルールをご参照ください。

(5) 注文方法

指値または成行(FAK)で注文します。

指値可能範囲、約定範囲にそれぞれ制限があります(国内取引所の取引と異なります)。詳細は取引ルールをご確認ください。

(6) 取引規制

外国金融商品市場が取引に異常があると認める場合またはそのおそれがあると認める場合には、次の

ような規制措置が取られることがあります。

- a. 制限値幅の変更
- b. 取引時間の変更
- c. 証拠金額の引上げ
- d. 証拠金額の掛目の引上げ
- e. 決済日時の繰上げ
- f. 注文発注の制限
- g. 建玉制限
- h. 市場の閉鎖

当社内での未決済建玉残高が急激に増加して一定水準を越えた場合や、注文の取次先の業務又は財産の状況に変化が生じた場合等、取引等の状況によっては、当社独自の判断によって、次の規制措置を取ることがあります。

- a. 必要証拠金計算時の掛目（「維持証拠金」に対する掛目）の引上げ（最大200%まで）
※最短で翌取引日から適用
- b. 維持証拠金の引上げ ※最短で翌取引日から適用
- c. 建玉上限数の変更
- d. ロスカット注文を除く注文発注の制限（返済注文も含む）
- e. 取引の一時停止
- f. 取引の期限の繰上げ

○ 決済の方法

(1) 転売または買戻しによる決済（反対売買による決済）

海外証券先物取引について、買建玉（または売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに転売（または買戻し）を行い、新規の買付け（または売付け）を行ったときの約定数値と転売（または買戻し）を行ったときの約定数値との差に相当する金銭を授受することにより決済することができます。

※ 海外証券先物取引では、両建て（買建玉と売建玉を同時に保有すること）を行うことはできません。保有できる建玉は、限月ごとに買建玉または売建玉のどちらか一方となります。そのため、例えば、買建玉を保有している場合には同銘柄同限月の新規売建はできず、売注文を発注すると買建玉の売返済注文となります。

※ 海外証券先物取引では、返済建玉を個別に指定して注文を発注することができません。事前に設定された順位に基づいて、返済が行なわれます。

※ 海外証券先物取引では、建玉の返済により必要証拠金額が増える場合があります。そのため、返済により必要証拠金不足となる場合は、建玉を返済できません。

(2) 特別清算数値（SOQ 値）による決済（最終決済）

取引最終日までに反対売買により決済されなかった建玉は、新規の売付けまたは買付けを行ったときの約定数値と特別清算数値（その指数を構成する銘柄の取引所が定める日の取引所が定める価格に基づいて算出される特別な清算数値。SOQ 値といいます。）との差に相当する金銭を授受することによ

り決済されます。

※最終決済処理は、当社においては取引最終日の翌営業日(米ドル建銘柄の場合は翌取引日)に行います。当該処理が終了するまでの間、対象建玉に係る維持証拠金が拘束され、他の取引への使用およびネットストック口座への振替はできません。また、ロスカット審査においても、当該維持証拠金が差し引かれた状態で、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っているか否かについて、判定が行われます。

(3) 外貨と円貨の両替

海外証券先物取引における外貨建銘柄の取引を行う場合も、お客様の証拠金は円貨で管理します。このため、外貨建銘柄の建玉の決済を行い、損益金が発生した場合、損益金の受払いを円貨で行うため、外貨と円貨の両替を行います。外貨と円貨の両替は、原則として、取引を行った日の翌営業日(※)に当社の決定する為替レートにより行います。翌営業日に為替レートが確定するまでの間、決済損益は当社の決定する暫定の為替レートで換算した値で表示します。そのため、為替レート確定後に決済損益が変動する場合があります。

※ 当社営業日です。

○ ロスカットルール

海外証券先物取引では、ロスカットルールを採用しています。損失を一定の範囲内に抑えることを目的に、取引時間(※1)中に審査を行い、リアルタイム維持証拠金余力(※2)がロスカットラインを下回っていた場合に、発注済の注文を取消します(※3)(※4)。発注済の注文がない場合または注文取消し後においてもリアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っていた場合には、保有するすべての建玉の反対売買注文(ロスカット注文)を発注します。ただし、取引時間外の銘柄の建玉は、ロスカット注文の発注の対象外です。

ロスカット注文は成行で発注されますが、外国金融商品市場の規則で成行注文の約定可能範囲が限定されているため、注文の一部または全部が約定しない場合があります。約定しない場合には、残った注文は自動的に取消されます。

ロスカットラインはリアルタイム維持証拠金余力の範囲内で変更することが可能です。

詳細は、取引ルールでご確認ください。

※1 バッチ処理(一括処理)等のシステムメンテナンスが日本時間 07:00(冬時間の場合は 08:00)までに終了しない場合があります。この場合、当社の取引開始時間は、システムメンテナンス終了後の当社が定める時刻となり、ロスカットルールの適用も、当該取引開始時間からとなります。

※2 証拠金にリアルタイムの評価損益を加減算して算出します。なお、海外商品先物取引の証拠金および評価損益を含めて算出した値とします。また、外貨建て銘柄の評価損益については、当社が定めるレートにて外貨から円貨へ換算されたものを用います。

※3 当該銘柄が取引時間外である場合(約定処理の中断時間は該当しません。)、または取引所への発注が完了していない場合、その注文はロスカット審査の結果、自動的に取り消されることはありません。この場合、その注文の発注に必要な証拠金額が差し引かれた状態で、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っているか否かについて、判定が行われます。

※4 米国祝日等の理由により取引終了時間が通常と異なり、かつ取引所および銘柄(海外商品先物取

引を含む)によって取引の終了時刻が異なる場合、先に取引が終了する銘柄について、発注された注文が約定しないまま取引時間が終了すると、当該注文は失効となりません。ロスカット審査においても、当該注文は取り消されず、その注文の発注に必要な証拠金額が差し引かれた状態で、リアルタイム維持証拠金余力がロスカットラインを下回っているか否かについて、判定が行われま

す。

2. 証拠金について

海外証券先物取引では、外貨建て銘柄も含めて日本円で証拠金を差し入れる必要があります。

お客様が海外証券先物取引のほか、海外商品先物取引を行っている場合、これらの取引のために差入れた証拠金は、まず、海外商品先物取引の委託証拠金に充当します。また、海外商品先物取引等において差入証拠金の総額から委託証拠金の所要額の総額を控除した額（以下「証拠金超過額」という。）が正の場合に当該証拠金超過額を海外証券先物取引の委託証拠金に充当すること、および海外証券先物取引において証拠金超過額が正の場合に当該証拠金超過額を必要に応じて海外商品先物取引の委託証拠金に充当することをあらかじめ承諾するものとします。

必要証拠金は発注前に必要です。お客様の入金は、ネットストック口座から海外先物取引口座へ振替が必要です。

お客様の出金は、海外先物取引口座からネットストック口座へ振替後に、ネットストック口座で手続きを行います。海外先物取引口座からネットストック口座への振替には、個別に証拠金の振替を依頼いただきます。

詳細は、別紙「証拠金」および取引ルールをご参照ください。

3. 清算参加者または当社支払不能時等の建玉の処理について

当社が注文を取次ぐ外国金融商品市場清算参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として外国金融商品市場の清算機関が支払不能による売買停止等の措置を講じ、その時に保有している建玉・証拠金については他の取引参加者に移管されますが、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。

外国金融商品市場の清算機関が売買停止等の措置を講じる前であっても、当社が外国金融商品市場清算参加者に継続的に注文を取次ぐことが困難であると当社が判断した場合には、お客様の売買が制限され、意図したとおりの売買ができない場合があるほか、建玉の継続保有に支障が生じる場合があります。

当社に支払不能等の事由が発生した場合には、売買停止等の措置が講じられ、当社が取り次ぐ外国金融商品市場の清算参加者によって、転売・買戻しが行なわれます。当該処理の結果発生した債務はお客様に帰属し、お客様が当社に差入れた委託証拠金により担保されます。

4. 外国金融商品市場等による約定取消・価格訂正時の処理について

外国金融商品市場等は、あらかじめ定めた場合には、約定の取消または約定価格の訂正を行う場合があります。その場合には、当社は、外国金融商品市場等の措置にしたがい、お客様の注文の約定の取消または約定価格の訂正を行います。

5. 当社における海外証券先物取引の外国金融商品市場への発注形態について

当社は外国金融商品市場の清算参加者ではないため、お客様から受託した注文を直接市場に取次ぐことはできず、外国金融商品市場の清算会員である外国証券業者にお客様から受託した注文を取次ぎます。外国金融商品市場への発注は、外国証券業者が行います。

そのため、当社がお客様の注文を外国金融商品市場の清算会員または当該清算会員へ注文取次を行う外国証券業者に取次いだ場合には、これらの外国証券業者側の原因によって注文の市場への発注が遅延した場合や市場への発注が行われない場合でも、当社のシステム障害にはあらず、責任を負いません。

6. 当社の取次先について

当社は、お客様から受託した注文を、ニューエッジ・オーストラリア (Newedge Australia Pty Ltd) を通じて、CME®グループの清算会員であるニューエッジ・USA (Newedge USA, LLC) に取り次ぎます。

7. CME®グループおよびCFTC（米商品先物取引委員会）への報告書提出について

CME®グループおよびCFTCの規則により、お客様の海外証券先物取引の保有建玉が一定枚数以上となると、当社はお客様に代わってお客様の個人情報を含んだ報告書を提出する場合があります。また、当該取引の保有建玉が一定枚数以上となると、お客様ご自身で報告書を作成しCME®グループまたはCFTCへ提出していただく場合があります。

8. 時間限定少額証拠金口座について

お客様は、時間限定少額証拠金口座を申し込むことができます。

時間限定少額証拠金口座では、取引開始時から取引終了時前までの一定時間（少額証拠金適用時間）は通常の必要証拠金、維持証拠金を減額した証拠金を適用します。少額証拠金適用時間では、少額証拠金を基準にしてロスカットルールの審査ならびに必要な証拠金額および維持証拠金額の計算が行われます。適用時間終了後は通常の必要証拠金、維持証拠金が適用され、ロスカットルールの審査も、通常の維持証拠金を基準に行われます（※）。

このように、時間限定少額証拠金口座は取引時間中に適用される必要証拠金および維持証拠金が増額される、リスクが高い取引です。

少額証拠金適用終了後のロスカット注文の発注を避けるためには証拠金の振替および建玉の返済を行う必要がありますが、一定の時間がかかるため、時間に余裕をもって少額証拠金適用時間終了前に対応する必要があります。また、ネットストック口座から海外先物取引口座に新たに証拠金を振替えることができない時間帯があります。証拠金の振替は当該時間帯を避けて行う必要があります。

※ドル建銘柄を取引最終日に取引する場合、当該銘柄のみ取引終了時間が繰り上げとなる関係上、少額証拠金の適用が当該銘柄の取引終了時間においても続くこととなります。ただし、その日の少額証拠金適用時間終了後は、取引最終日に決済されずに残ったドル建銘柄の建玉も含めて、通常の必要証拠金、維持証拠金が適用されるとともに、ロスカットルールの審査が行われますので、ご注意ください。詳細は取引ルールをご確認ください。

9. CME®グループへのノンプロフェッショナル申請について

CME®グループとの時価情報の配信に係る契約により、当社海外先物取引において、「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー (Non-Professional Subscriber)」に該当するお客様は、該当する旨の申告を行うものとします。当社は、この書面の確認をもって、お客様が「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」であることの自己申告をしたものとします。

なお、お客様が「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」に該当しない場合は、速やかに当社までご連絡ください。

○「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」について

「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」とは、以下に該当しない自然人もしくは小規模事業体を指します。

- a. いずれかの取引所の会員となっている方
- b. 投資助言・代理業または投資運用業の登録を受けている方
- c. ブローカー、銀行業、投資、金融活動を業としている方

○「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」の情報利用について

「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」に該当するお客様は、CME®グループが配信する時価情報の用途が個人的な利用のみに限定されます。どのような立場としてであっても、第三者の資産のために時価情報を利用することはできません。

○調査費用について

「ノンプロフェッショナル・サブスクライバー」に該当する旨の申告に虚偽があった場合や、情報利用に不正があった場合、CME®グループによる調査が行われ、その費用が請求されることがあります。その場合、当社は一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。

その他、詳細は取引ルールをご確認ください。

海外証券先物取引およびその委託に関する主要な用語

- ・ 海外先物取引 (かいがいさきものとりひき)
当社が提供する海外証券先物取引と海外商品先物取引のサービス名称をいいます。
- ・ 外国金融商品市場 (がいくこくきんゆうしょうひんしじょう)
外国に所在する国内の取引所金融商品市場に類似した市場です。
- ・ 証拠金 (しょうこきん)
先物取引の契約義務の履行を確保するために差入れまたは預託する保証金をいいます。
- ・ 建玉 (たてぎょく)
先物取引のうち、決済が終了していないものを建玉といいます。また、買付けのうち、決済が終了していないものを買建玉といい、売付けのうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。
- ・ 買戻し
売建玉を決済する (売建玉を減じる) ために行う買付けをいいます。

- ・ 転売

買建玉を決済する(買建玉を減じる)ために行う売付けをいいます。

- ・ 限月(げんげつ)

取引の決済期日の属する月をいいます。先物取引では同一商品について複数の限月が設定され、それぞれについて取引が行われます。

- ・ FAK(えふえーけー)

Fill and kill の略で残数量取消条件のことです。一部約定後に未執行数量が残る場合には、当該残数量を失効させます。

海外証券先物取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における海外証券先物取引については、以下によります。

- ・ 外国金融商品市場への発注を行う清算会員への委託注文の取次ぎ
- ・ 海外証券先物取引の委託の媒介、取次ぎまたは代理
- ・ 海外証券先物取引のお取引に関するお客様の金銭または建玉の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

個人のお客様の場合、海外証券先物取引による利益は、雑所得として総合課税の対象です。

そのため、1月1日から12月31日までの年間の雑所得を算出し、他の所得と合算して翌年に確定申告する必要があります。なお、一定の条件を満たす場合には所得税の確定申告を要しない場合があります(住民税の申告は別途、必要です)。

他の雑所得と損益通算することも可能です。譲渡所得ではないため、特別控除の適用はなく、他の所得(給与、事業所得等)と損益通算することもできません。

税制改正が行なわれた場合、取扱が変更となる可能性があります。

法人のお客様の場合の取扱および、税金についての詳細は、所轄の税務署へご確認ください。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において海外証券先物取引を行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、あらかじめ「海外証券先物取引口座に関する確認書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」を差し入れていただき、海外証券先物取引口座を開設していただく必要があります。なお、約諾書、取引規程については十分お読みいただき、その写しを保管してください。
- ・ 海外証券先物取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

- ・ ご注文にあたっては、委託する取引対象および限月取引、売付けまたは買付けの別、注文数量、価格(指値)等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- ・ 注文された海外証券先物取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、当社から「取引報告書」が電子的に交付されます。また、海外証券先物取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から「取引残高報告書」が電子的に交付されます。この「取引報告書」、「取引残高報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに下記連絡先までご連絡ください。

当社の概要

商号等	松井証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号
本店所在地	〒102-8516 東京都千代田区麹町1-4 半蔵門ファーストビル
連絡先	顧客サポート 0120-953-006(03-5216-8628)
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、日本商品先物取引協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(※1)
資本金	119億円(平成26年3月末現在)(※2)
主な事業	金融商品取引業
設立	昭和6年(1931年)3月

※1 証券・金融商品あっせん相談センターは、金融商品取引業に係る紛争解決機関です。商品先物取引についての相談・苦情の窓口、および紛争を解決するための仲介手続きの窓口としては、以下のご利用が可能です。

日本商品先物取引協会「相談センター(本部)」 03-3664-6243

※2 当社の資本金の額は、当社の資本政策または当社の発行する新株予約権の行使等により変動する場合があります。最新の内容については、当社WEBサイト上でご確認ください。

証拠金

海外証券先物取引に必要な証拠金の額は、CME®グループが発表するイニシャル証拠金 (Initial Performance Bond) および SPAN®をもとに当社が円貨で定めます。なお、銘柄ごとに必要な証拠金を算出の上、それを合計した数値が必要な証拠金の総額となります（銘柄間での証拠金相殺は行いません）。

維持証拠金	CME®グループが発表するイニシャル証拠金をもとに当社が円貨で定めます。
必要証拠金 (当初必要証拠金)	「維持証拠金」×110%
商品内スプレッド割増額	CME®グループが発表する商品内スプレッド割増額をもとに当社が円貨で定めます。
最低証拠金	なし

- ※ 市場の状況等により適用期間中に変更になる場合があります。海外証券先物取引では建玉の返済により必要証拠金額が増える場合があります。そのため、返済により必要証拠金不足となるときは、建玉を返済できない場合があります。
- ※ 時間限定少額証拠金口座の少額証拠金適用中の「維持証拠金」については別途定めます。

ご注意

- ・ 指数の変動状況によっては、必要証拠金計算時の掛目（「維持証拠金」に対する掛目）について、最大 200%まで、当社の任意で一時的に引上げることができるものとします。
- ・ 指数の変動状況によっては、時間限定少額証拠金口座の少額証拠金適用を停止する場合があります。
- ・ 海外証券先物取引の証拠金は現金(日本円)のみ受け付けます。

以上